

西区猫の飼育ガイドライン

1 背景・必要性

猫に関するトラブルは、捕獲、登録等の法的規制が未整備のために、根本的解決方法もなく、その対応に苦慮しています。特に西区は猫苦情件数の割合や子猫の引き取り割合が他区に比べて多い数字が示されており、面積、人口の割に猫の生息が多いと推測されます。また、区民を対象とした猫アンケート回答結果からも、被害を受けたことのある人が対応策のないことへの不満を多く寄せており、猫問題解決の手段を明確にする必要がありました。

そこで、区民公募による「猫に関する検討委員会」を発足し検討の結果、「飼い主を含めた猫に関するルールづくり」が必要であるとの結論に至りました。

2 基本的な考え方

西区内で飼い猫やのら猫等が地域を徘徊し、住民に迷惑を及ぼしている原因を考えると、猫の自然増（繁殖）を根源として秩序のないエサやり、糞尿被害、鳴き声などへと波及しています。

そこで、当面の対応として、地域で生息するのら猫の適正管理の一手段として不妊去勢手術を推進し、のら猫の数をコントロールします。また、現在無秩序に屋外で生活している猫を、飼い主、世話をする人、地域住民等が適切な飼育管理の徹底を行うことで、「のら猫」及び「そと猫」を「地域猫」又は「家猫」へと移行し、猫に関するトラブルを減少させ「人と猫の共存」の実現を目指します。

3 定義

猫の飼育方法によってその扱い方、接し方は違うため次のように分類します。

(1) 家猫

主に屋内で生活し、人が生活のすべてを管理している猫
(屋外と屋内の出入りが自由な猫を含む)

(2) そと猫

屋外で生活し、人からエサはもらっているが、排泄や繁殖制限などの管理はされていない猫

(3) のら猫

屋外で生活し首輪等の目印もなく、全く人に管理されていない猫

(4) 地域猫

屋外で生活する猫を地域で適切に飼育管理し、一代限りの生を全うさせることについて地域住民の認知が得られた猫

4 家猫の飼い主が守るべきこと

【飼育管理について】

- (1) 猫は屋内でエサや水を与えて飼育しましょう。
子猫のうちから飼育する場合は、必ず屋内だけで飼育をしましょう。
 - (2) 飼育する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を見極めて、飼育可能な最小限にしましょう。
 - 複数（2～3匹）の猫を飼えば猫同士で一緒に遊んだり、運動したりできるのでストレスを減らすことができます。
 - (3) 屋内に猫用トイレを設置し、その場所で排泄するように子猫の時からしつけをして、常に排泄物の除去をするなど清潔を保ちましょう。
 - 排泄物は健康上の目安となるので、量や状態をよく観察しましょう。
 - 設置場所やトイレ容器の深さ、大きさを変えたり容器の中に敷く物など、猫の癖を見極めて上手に排泄できるよう配慮しましょう。
 - 汚物又は汚水を適切に処理し、悪臭又は昆虫などの発生を防止しましょう。
- ※出入り自由な猫の場合は、屋外で排泄していることもあるので、常に周辺を見回り速やかに排泄物を処理しましょう。外に出すからには自分の猫の排泄物に限らず片付ける必要があります。
- (4) 被毛の手入れやケージの清掃等をする場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や埃の飛散を防止し、必ずゴミとしてまとめて捨てましょう。
 - (5) 屋外へ出た時のために、連絡先を書いた首輪や目印等を付けましょう。
 - (6) 耳や口など体のどこを触られても平気なように、人馴れの訓練をしておきましょう。
 - (7) 猫の成長に合わせて、強度のあるツメとぎ板を用意しましょう。

【健康管理について】

- (1) 繁殖を望まない場合は、繁殖制限の措置をしましょう。
 - 生後6～7ヶ月で発情するので、発情前若しくは乳歯から永久歯に生え変わる時（4～6ヶ月齢）をめどに手術しましょう。
 - （不妊去勢手術のメリット）
手術後は、尿の臭いがうすくなる、大きな声で鳴きわめかない、遠出をしなくなる、泌尿生殖器に関連する病気の予防、ほかの猫とケンカをすること等が減ります。
- (2) 猫の病気及び負傷の予防等、健康及び安全を保つようにし、異常があった時にはできるだけ早く動物病院へ相談しましょう。
 - ※各種寄生虫や伝染病予防薬の投与、ワクチン接種を受けさせましょう。
- (3) ノミ、ダニやかいせんの予防、駆除等適切な健康管理をしましょう。

【その他】

- (1) 自治会・町内会及び各班等の小さな単位で、猫の飼育実態を把握しましょう。特に高齢者宅での飼育は、地域で把握しておきましょう。
- (2) 猫を自由に外へ出している人は、周辺住民への心配りを忘れずに、地域での円満なコミュニケーションに努めましょう。
- (3) 猫による汚損、破損、傷害等の苦情が発生した場合は、その責任を負うとともに誠意を持って解決を図りましょう。
- (4) 途中で飼育放棄することなく終生飼育しましょう。
- (5) 災害等緊急時の猫の運搬用に洗濯ネット（大きめ）を用意しましょう。

5 屋外で生活する猫の世話をする人が守るべきこと

【飼育管理について】

- (1) エサ場は周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。
- (2) エサは世話をしている猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待ってから容器を回収し、周辺の清掃をし衛生管理を心掛け、絶対に置きエサはしないようにしましょう。置きエサは、悪臭や害虫発生の原因となり大変な迷惑になります。
- (3) エサ場周辺で住民の理解が得られ、管理できる自宅の庭や空き地等に猫の排泄場所を設置し、そこで排泄をするように仕向けましょう。
- (4) 排泄場所は常に清潔を保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。
※エサを与えておよそ1時間後には、排泄物を除去、清掃することを習慣にしましょう。夜エサを与える場合は、早朝に必ず除去、清掃しましょう。（住民の生活時間に排泄物が存在することを防ぎます。）
- (5) 排泄場所以外の排泄物も片付けるとともに、排泄物以外のゴミについても積極的に片付けて、猫の生活周辺地域の環境美化に配慮しましょう。

【健康管理について】

- (1) 世話をしている猫の数が、今以上に増えないよう必ず不妊去勢手術を実施し、耳ピアスや耳整形などの目印で、誰からも外見で判断できるようにしましょう。
※ 生後6ヶ月までには、オス・メス両方とも必ず手術を実施しましょう。
※ 手術のために捕まえることが困難な場合は、区役所へ相談してください。協力してくれるボランティアを紹介します。
- (2) 病気予防やノミ、ダニの駆除等の健康管理は、動物病院と相談しながら、適切な時期に実施しましょう。

【その他】

- (1) 猫がその地域で生息することについて、周辺住民の理解を得ましょう。
※地域で協力者を探すなど、一人で世話をしないでグループを作り、役割分担を明確にして住民の理解を求めましょう。
- (2) 自治会・町内会及び各班等の小さな単位で猫の生息実態を把握しましょう。特に一人暮らしの高齢者による世話は、必要に応じて周辺住民の理解が得られるよう地域の協力で穏やかに解決しましょう。
- (3) 最終的には「家猫」になるよう、新しい飼い主を探す努力をしましょう。
- (4) 自治会・町内会の中から、適切に飼育管理できる人を募集し、地域での管理者を設置しましょう。
※地域内での飼育が認知された場合、適切に管理できる人を「地域猫推進員」と認定します。